

# 保険・年金 フォーカス

## ドイツの生命保険会社の状況(2) —BaFin の公表資料より (ソルベンシー II 比率の状況)—

取締役 保険研究部 研究理事

年金総合リサーチセンター長

TEL: (03)3512-1777

中村 亮一

E-mail: [nryoichi@nli-research.co.jp](mailto:nryoichi@nli-research.co.jp)

### 1—はじめに

[前回のレポート](#)では、BaFin<sup>1</sup>の2015年Annual Report（年次報告書）に基づいて、①低金利環境下における生命保険会社の状況、②ソルベンシー II の内部モデルの適用状況、等について報告した。

今回のレポートでは、BaFin が7月から8月にかけて公表した資料に基づいて、生命保険会社を中心としたソルベンシー II 比率の状況に関して、各種の経過措置の適用状況や比率の分布と変化等について報告する。

### 2—ソルベンシー II 比率の状況(保険事業全体及び事業別の概要)

BaFin は、2016年1月1日（「Day 1 報告 (Day 1 Reporting)」）及び2016年第1四半期末（2016年3月31日）におけるソルベンシー II 比率の状況について、①7月8日に、保険事業全体の結果<sup>2</sup>を、②8月9日に、生命保険、損害保険、健康保険、再保険の保険事業別の結果<sup>3</sup>、を公表している。

#### 1 | 保険事業全体の結果

7月8日の資料によると、保険事業全体のソルベンシー II の平均カバレッジ比率は、2016年1月1日時点で約305%であったが、2016年第1四半期末には、市場環境の悪化により、約280%に低下した。また、342の報告会社の多くが、SCR (Solvency Capital Requirement: ソルベンシー資本要件) を算出するために標準式を使用した<sup>3</sup>が、39のケースで規制上のカスタマイズオプションによって承認された手法を使用した、としている。

さらに、8月9日の資料によると、「損害保険におけるいくつかの例外を除けば、全ての保険会社が新

<sup>1</sup> BaFin (Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht: 連邦金融監督庁) はドイツの保険監督官庁である。

<sup>2</sup> BaFin の Website より (ドイツ語版のみ)

[https://www.bafin.de/SharedDocs/Veroeffentlichungen/DE/Pressemitteilung/2016/pm\\_160708\\_solvabilitaet\\_II\\_berichtswesen.html](https://www.bafin.de/SharedDocs/Veroeffentlichungen/DE/Pressemitteilung/2016/pm_160708_solvabilitaet_II_berichtswesen.html)

<sup>3</sup> BaFin の Website より (英語版)

[https://www.bafin.de/SharedDocs/Veroeffentlichungen/EN/Meldung/2016/meldung\\_160809\\_solvency\\_II\\_branchenzahlen\\_en.html](https://www.bafin.de/SharedDocs/Veroeffentlichungen/EN/Meldung/2016/meldung_160809_solvency_II_branchenzahlen_en.html)

たなソルベンシー資本要件（SCR）への十分なカバレッジを提供することができた。」としている。

なお、2016年1月1日時点から2016年第1四半期末への数値の変動を踏まえて、BaFinのチーフ・エグゼクティブ・ディレクターのFrank Grund氏は、「市場環境の変化によるボラティリティの高いレベルは、SCRカバレッジ比率のみに基づく比較は慎重に扱われるべきだということを明確に示している。」と述べている。

具体的には、8月9日の資料では、以下の通り記載されている。

BaFinは、新しい監督制度であるソルベンシーIIが2016年1月1日に発効して以来、初めて個々の保険事業に対して報告された数値からの調査結果を発表した。

「Day 1 報告」と最初の四半期報告書の評価は、損害保険におけるいくつかの例外を除けば、全ての保険会社が新たなソルベンシー資本要件（SCR）への十分なカバレッジを提供することができたことを示した。しかしながら、2016年の第1四半期では、SCR比率は、困難な資本市場環境のために、特に生命保険において、著しく低下した。

「この詳細な要約を公開することで、BaFinは新しいソルベンシーII制度でしっかりと確立された透明性の原則を適正に考慮している。」とチーフ・エグゼクティブ・ディレクターのFrank Grund氏は説明した。BaFinは、会社固有のデータが2017年に公開される前に、主要な保険事業の概要を公開することが重要である、と考えた。Frank Grund氏は、「全ての市場参加者は、生命、財産、損害、健康および再保険に関する新たな制度の影響に慣れる機会を持つべきである。特に、市場環境の変化によるボラティリティの高いレベルは、SCRカバレッジ比率のみに基づく比較は慎重に扱われるべきだということを明確に示している。」と付け加えた。

## 2 | 保険事業別の結果

SCRカバレッジの状況を保険事業別に見た場合、

「全ての生命・健康・再保険会社が、2016年1月1日時点及び第1四半期末時点の両方において、ボラティリティ調整及び（16年間にわたる）経過措置等の適用<sup>4</sup>により、ソルベンシー資本要件を満たしていたが、損害保険会社のうちの3社（第1四半期末では2社）がソルベンシー資本要件を満たせなかった。」

としている。

また、生命保険会社においては、「2016年1月1日時点で、生命保険会社84社の全てが十分なSCRカバレッジを報告し、その平均比率は283%であったが、第1四半期末では、それは著しく悪化した。」としている。さらに、「生命保険会社の半数近くが、ボラティリティ調整及び経過措置の両方を利用している。」としている。

具体的には、以下の通りとなっている。

### 保険事業別に分類された調査結果

2016年1月1日時点で、生命保険部門の84の会社の全てが、十分なSCRカバレッジを報告した。セ

<sup>4</sup> ボラティリティ調整及び経過措置等の内容については、基礎研レター「[EUソルベンシーIIの動向—長期保証措置\(MA・VA・経過措置\)の適用申請・承認等の状況はどのようになっているのか—](#)」(2015.10.13)を参照いただきたい。

グメントの SCR カバレッジ比率は 283%となった。しかしながら、第 1 四半期の間に、それは著しく悪化した。生命保険会社の半数近くは、ボラティリティ調整及び経過措置の両方を利用している。

損害保険では、平均カバレッジ比率は、年初の 278%から、第 1 四半期末に 280%で、殆ど変わらなかった。2016 年 1 月 1 日時点では、報告要件の対象となる 186 の損害保険会社のうち 3 社は、十分な SCR カバレッジを提供することができなかった。第 1 四半期末までに、この会社数は 2 社に低下した。監督措置のおかげで、これら 2 つの会社のうちの 1 つは、今はソルベンシー資本要件を満たしている。

BaFin の監督下にある 41 の健康保険会社の全ては、両方の報告日で十分なカバレッジを報告した。8 つの健康保険会社は、長期保証措置、即ちソルベンシー II の下での長期保証評価のための特別な措置や経過措置を適用している。

2016 年 1 月 1 日時点で、再保険部門は 326%の平均 SCR カバレッジだったが、第 1 四半期末までに 320%へとわずかに低下した。5 つの再保険会社は、部分的または完全な内部モデルを使用している。

BaFin は、そのウェブサイト上で、保険事業別に分類した結果の詳細な要約を発表した（ドイツ語版のみ）。2017 年から、全ての元受保険会社、再保険会社、保険グループは、ソルベンシー II の下でのソルベンシーおよび財務状況に関する報告書を公開しなければならなくなる。

### 3—ソルベンシー II 比率の状況(生命保険会社)

8 月 9 日のドイツ語の附属資料<sup>5</sup>は、保険事業別の詳しい状況を公表している。ここでは、その中から、生命保険会社に関する内容を報告する<sup>6</sup>。

#### 1 | 全体的

2016 年 1 月 1 日と第 1 四半期末のデータを比較する場合には、期途中である 3 月 31 日の報告が免除されている会社があることから、対象会社が一致していないことに注意が必要になる。

#### ソルベンシー II の下での保険分野から最初の発見

##### 2016 年 8 月 9 日付けのプレスリリースの付属資料

新しい規制制度であるソルベンシー II の下で、保険会社は、2016 年 5 月に初めて、BaFin に報告を行った。新しい監督制度の初めにおける「Day 1 Reporting」は、一度だけ提出しなければならなかった。「Day 1 Reporting」の日付は、2016 年 1 月 1 日だった。加えて、会社は、2016 年 3 月 31 日時点でのソルベンシー II 基準による初めての四半期報告書を提出した。概要は、2016 年 7 月 8 日のプレスリリースに記載されている。

ソルベンシー II の下での最初の報告からのデータは、一定の不確実性を有する新しい報告様式を考慮して結び付けられている。経験は、いくつかの別の補正のためのメッセージが十分なデータ品質を確保するために必要なことを示している。保険監督法 45 条 (VAG § 45) の規定により、いくつかの

<sup>5</sup> BaFin の Website より（ドイツ語版のみ）

[https://www.bafin.de/SharedDocs/Downloads/DE/Anlage/dl\\_160809\\_solvency\\_II\\_branchenzahlen.pdf?\\_\\_blob=publicationFile&v=1](https://www.bafin.de/SharedDocs/Downloads/DE/Anlage/dl_160809_solvency_II_branchenzahlen.pdf?__blob=publicationFile&v=1)

<sup>6</sup> 以下の引用は、全て 8 月 9 日の附属資料からのものである。

会社が中間報告を免除されていることから、2016年1月1日と2016年3月31日の参照日のデータの比較は限定されている。

## 2 | 生命保険会社の各種措置の適用状況

84社のうち、77社が標準的な算式に基づいてSCRを計算し、7社が内部モデルを使用し、会社固有のパラメータを使用している会社はなかった。

各種措置の適用状況については、以下の通りとなっている。

43社：ボラティリティ調整と技術的準備金のための経過措置を併用

12社：ボラティリティ調整のみを使用

9社：技術的準備金のための経過措置のみを使用

1社：利率による経過措置を使用

## 生命保険

現在、84の生命保険会社がBaFinによって監督されている。ソルベンシー資本要件（SCR）を計算するために、77の生命保険会社は標準的な算式を使用し、7社は（部分）内部モデルを使用した。会社固有のパラメータを使用している会社はなかった。

84の生命保険会社のうち、現在、43社が保険監督法82条に基づくボラティリティ調整と保険監督法352条（デフォルト経過措置）に基づく技術的準備金のための経過措置を使用している。9つの会社が経過措置のみを使用し、12の会社がボラティリティ調整のみを使用している。1つの会社が、保険監督法351条（利率経過措置）に基づくリスクフリー金利のための経過措置を、ボラティリティ調整と合わせて適用している。

まとめると、55の生命保険会社がボラティリティ調整を、52の生命保険会社がデフォルト経過措置を、1つの生命保険会社が利率経過措置を適用している。

## 3 | 生命保険会社のソルベンシー充足状況

2016年1月1日において、84の全ての生命保険会社が十分なSCRをカバーしていたが、経過措置の適用がなければ、16の会社がカバーできず、資本不足額は業界全体で約35億ユーロだった。

これが、2016年第1四半期末では大幅に悪化し、経過措置の適用がなければ、26の会社がカバーできず、資本不足額は業界全体で123億ユーロ程度に達していた。

SCR比率（SCRカバレッジ比率）で見ると、以下の通りとなっている。

①2016年1月1日：会社全体のSCR比率は283%（全ての会社のSCR比率の平均は364%）

②2016年3月31日：会社全体のSCR比率は209%（全ての会社のSCR比率の平均は286%）

なお、2社が、技術的準備金経過措置も利率経過措置も適用しないことで、2016年3月31日にSCRに対する資本不足を報告したが、保険監督法348条に基づく経過措置（2015年12月31日まで適用される法律の下で、SCRを満たしているとの条件下で、（ソルベンシーIIによる要件の充足について）2017年12月31日までの期間の延長を認める措置）を適用している、としている。

また、経過措置を適用し、経過措置を適用しない場合にSCRに対して資本不足になる会社は、移

行期間の終了時に経過措置の適用無しで要件を満たすことができるように、行動計画を提出することが求められる。

### SCR と MCR のカバレッジ

2016年1月1日において、84の全ての生命保険会社が十分なSCRをカバーしていることを実証することができた。このうちの16の会社は経過措置の適用が必要だった。生命保険部門におけるSCR比率（部門のSCRに対する適格資本の割合）が283%に達した。保険会社の個々の比率は大きく異なっている。全ての会社のSCR比率の算術平均は364%だった。経過措置の適用がなければ、資本不足額は業界全体で約35億ユーロだった。MCR(Minimum Capital Requirement：最低資本要件)の平均カバレッジ率は678%だった。

2016年1月1日から2016年3月31日にかけて、資本市場、特に金利環境において、顕著な悪化が記録された。その結果、SCRカバレッジは2016年の第1四半期で大幅に悪化した。生命保険部門におけるSCRカバレッジ比率は209%となった。全ての会社のSCRカバレッジ比率の算術平均は286%だった。経過措置の適用がなければ、資本不足は、業界レベルで123億ユーロ程度に達していた。26の会社では、十分なSCRカバレッジを確保するために、経過措置を適用する必要がある。

1つの会社は、十分なSCRカバレッジを確保するために、資本基盤の短期的な強化を行った。2つの会社が、2016年3月31日にSCRに対する資本不足を報告したが、これは特別なケースといえる。両社はデフォルト経過措置も利率経過措置も適用せず、保険監督法348条に基づく経過措置を使用している。ソルベンシーIIの下でのSCR要件充足の監督は、2015年12月31日まで適用される法律の下で、SCRを満たしているとの条件下で、2017年12月31日までの期間の延長を認めることができる。BaFinは、遅くとも2017年12月31日までに、SCRの遵守を確保するために、会社と密接な連絡をとっていくことで一致している。

補足：経過措置を適用し、経過措置を適用しない場合に、SCRに対して資本不足になる会社は、保険監督法353条2項に従って、行動計画を提出する。ここで、会社は、SCRの遵守が経過措置無しで移行期間の終了により確保されるよう、十分な自己資本を形成したり、リスクプロファイルを軽減するために計画されている措置の段階的な導入を開示しなければならない。会社は、対策の進展に関する年次進捗報告書を監督官庁に報告しなければならない。

## 4 | 生命保険会社のソルベンシー比率の分布と変化

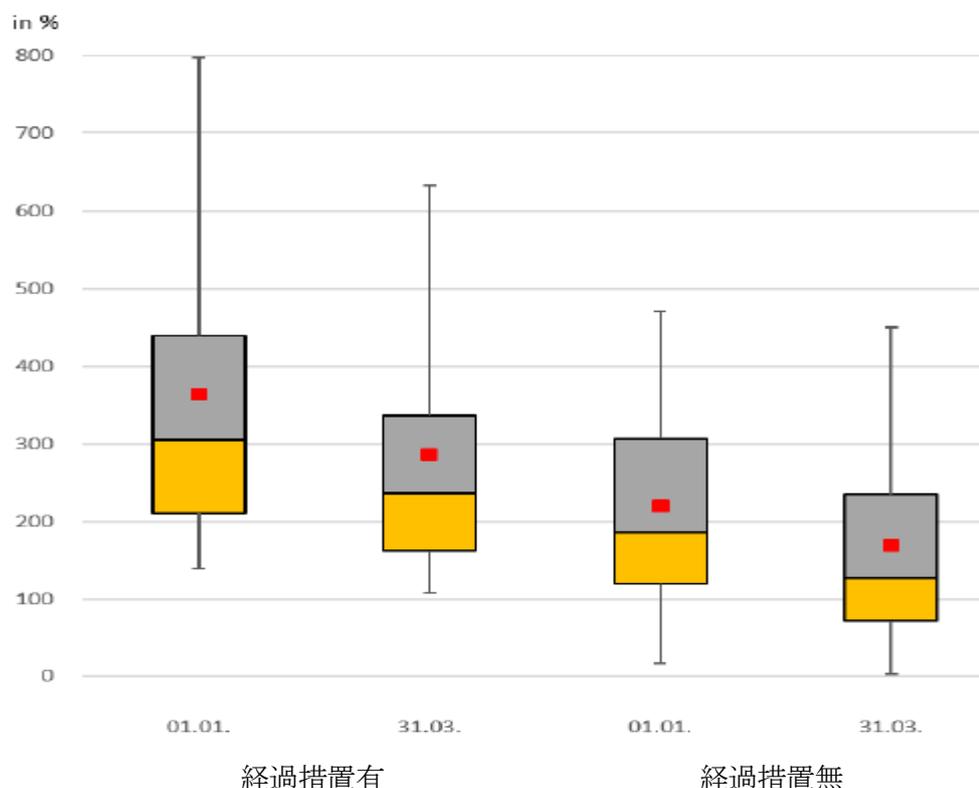
図1が、2016年1月1日及び3月31日における業界全体のSCRカバレッジ比率の分布（経過措置(TM)の有無両方のベース）を示している。これによると、

- ・会社別の比率はかなり分散している。
- ・2016年1月1日から3月31日にかけて、SCRカバレッジ比率の中央値は306%から236%に70%ポイント低下した（ソルベンシーII比率の高いボラティリティを反映）。
- ・経過措置の適用が無い場合、SCRカバレッジ比率の中央値は306%から200%未満に大きく低下する（経過措置が大きな効果を発揮している）。

ことが示されている。

図1は、2016年1月1日及び3月31日における業界全体のSCRカバレッジ比率の分布を示している。それぞれに経過措置(TM)を適用したベースと適用しないベースを掲載している。ボックスプロット(箱ひげ図)で5%/25%/75%/95%分位点と中央値、さらに赤い箱で全ての会社のSCRカバレッジ比率の算術平均値を示した。会社固有の特殊性に起因して非常に高いSCRカバレッジ比率を有している1つの生命保険会社については、歪めることになるので、考慮されていない。

図1：経過措置(TM)有無別の生命保険会社のSCR(カバレッジ比率)の分布



ボックスプロットは、個々の会社ベースでのカバレッジ比率のかなりの分散を示している。さらに、1月1日から3月31日にかけて、生命保険会社のソルベンシーが非常に大きな影響を受けていることが明らかである。SCRカバレッジ比率の中央値は306%から236%に70%ポイント減少している。前四半期からの会社の最大の変化幅は、ほぼ350%ポイントだった。これは、将来、会社、監督、国民が、適切に対応していく必要があるソルベンシーIIの下での高いボラティリティを示している。

補足：技術的準備金の計算は、自己資本の水準、よってSCRカバレッジ比率の水準に大きな影響を与える。このため、ソルベンシーIIの下では、特に将来の利益分配の支払が十分に認識されなければならない。保険契約者への配当のための基礎を構成することから、HGB(ドイツ商法典)に従って、ドイツの生命保険会社は、将来の貸借対照表と損益計算書の複雑な予測を要求される。

BaFinは、生命保険会社が2016年のカバレッジの目的のために使用するプロジェクトンモデルの品質を向上させることを期待している。例えば、BaFinは、生命保険会社がより簡単な計算方法に関連したエラーが軽微であることを実証することができるという条件下で、プロジェクトンモデルや保険料払戻しのための引当金(RfB)への最低割当額が、新旧の保有区分勘定で別々に決定され、

資産側で株式や不動産の分離されたモデリングが行われている、ことが基本的に必要であると考えている。

## 5 | SCR の構成

SCR の中では、市場リスクが最大の構成要素であり、これに死亡・疾病リスクが続いている。

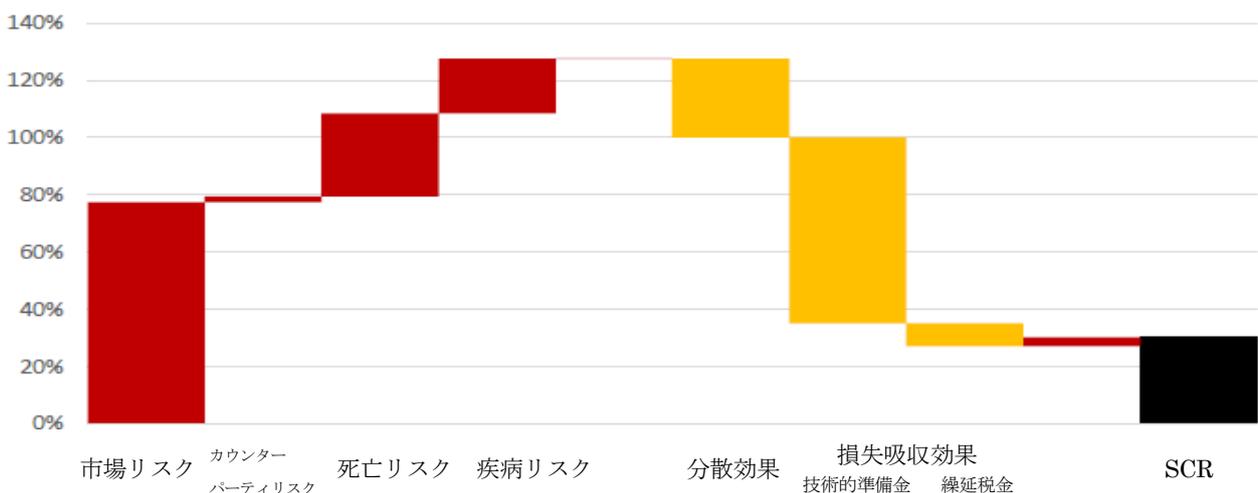
また、分散効果及び技術的準備金や繰延税金の損失吸収効果による SCR の軽減効果が大きなものとなっている。

### SCR と MCR

2016 年 1 月 1 日において、BaFin の監督下にある生命保険会社の SCR は 384 億ユーロに達した。MCR は 155 億ユーロだった。図 2 は、前述の SCR の約 2/3 を構成する標準式の使用会社の SCR の平均組成を示している。資本要件<sup>7</sup>の多くは、分散効果を除いて、市場リスク（78%）で占められており、このエクスポージャーのより詳細な内訳（金利リスク、株式リスク、スプレッド・リスク等）は、将来の報告で提供される。SCR のかなりの部分は、死亡（29%）と疾病（19%）の引受けリスクとなっている。一方、重要性が低いのはカウンターパーティ・リスク（2%）となる。分散効果があり、合計基本 SCR の低減効果が考慮されていないため、割合の合計は 100%を超える。また、SCR 計算の一部として、技術的準備金や繰延税金の損失吸収効果の重要度が高くなっている。

2016 年 3 月 31 日では、SCR は 455 億ユーロ、MCR は 183 億ユーロとなった。中間報告要件の免除のために 3 月 31 日の値は全ての会社が含まれているわけではないが、資本市場の下落により、これらの数値の両方が、2016 年 1 月 1 日の値を超えている。中間報告の下での簡素化スキームのため、この日付での個々のリスクへの SCR の分解は行っていない。

図 2：標準式使用会社の生命保険の SCR の分解（Day 1 Reporting）



## 6 | 自己資本の構成

自己資本のうちの 95%は、最高クラスの資本（Tier 1）に帰属している。

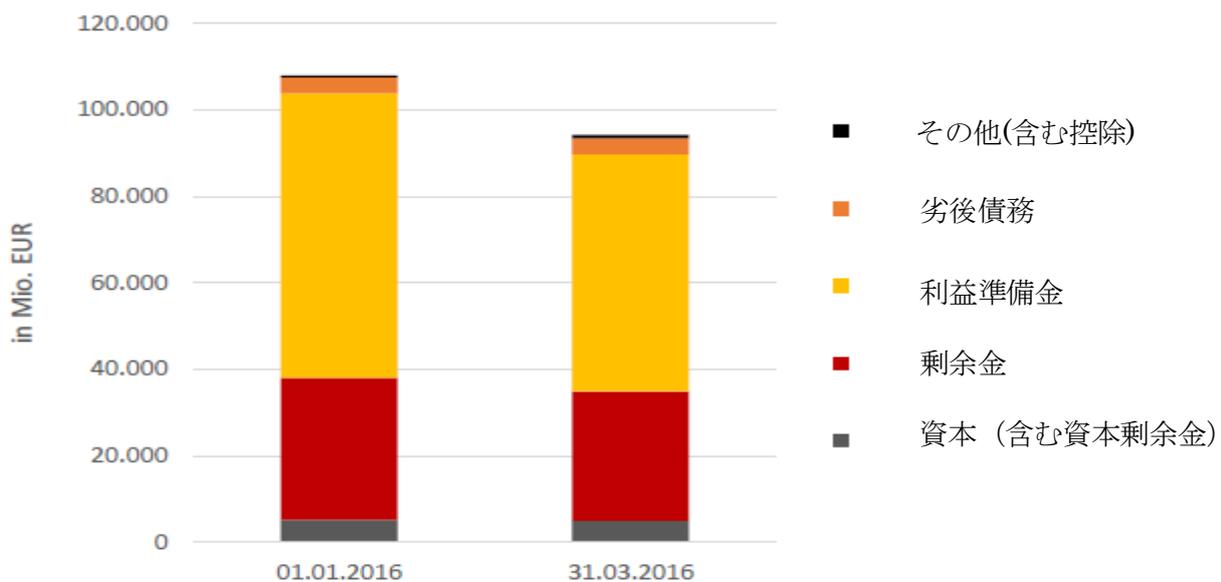
<sup>7</sup> 以下の割合は、合計基本 SCR に対するもの

2016年1月1日から3月31日にかけては、資産及び負債の市場整合的な評価の影響で、基礎的自己資本は平均12.7%下落した。

2016年1月1日で、SCR資本に適格な額は1,088億ユーロに達したが、その95%が最高クラスの資本(Tier 1)に属している。適格自己資本の約1%だけが付随的自己資本であり、残りがいわゆる基礎的自己資本となる。後者は、業界平均で、いわゆる利益準備金(計算で得られる:負債を超える資産の総剰余マイナス自己資本、予測可能な配当金及びその他の基本的な独自項目)が約61%を占めている。そして、剰余金(コミットされていない剰余資金の自己リソースとして、ソルベンシーIIでクレジット可能なものに等しい)が約30%。シートの日付において他の注目すべき要素は、資本剰余金を含む資本(5%)及び劣後債務(3%)となっている。

図3は、2016年1月1日と3月31日のそれぞれにおける部門レベルでの基礎的自己資本の集計値とその構成を示している。変化した資本市場の状況が最初の四半期末の生命保険会社の資本基盤に重大な影響を与えたことは明らかである。ここでは、資産及び負債の市場整合的な評価の影響がソルベンシーIIの下で表示されている。主に利益準備金の減少により、基礎的自己資本は、2016年第1四半期に平均12.7%下落した。

図3：生命保険会社の基礎的自己資本の構成



## 7 | 投資の内訳

公表資料に、投資の内訳についての記載も含まれている。

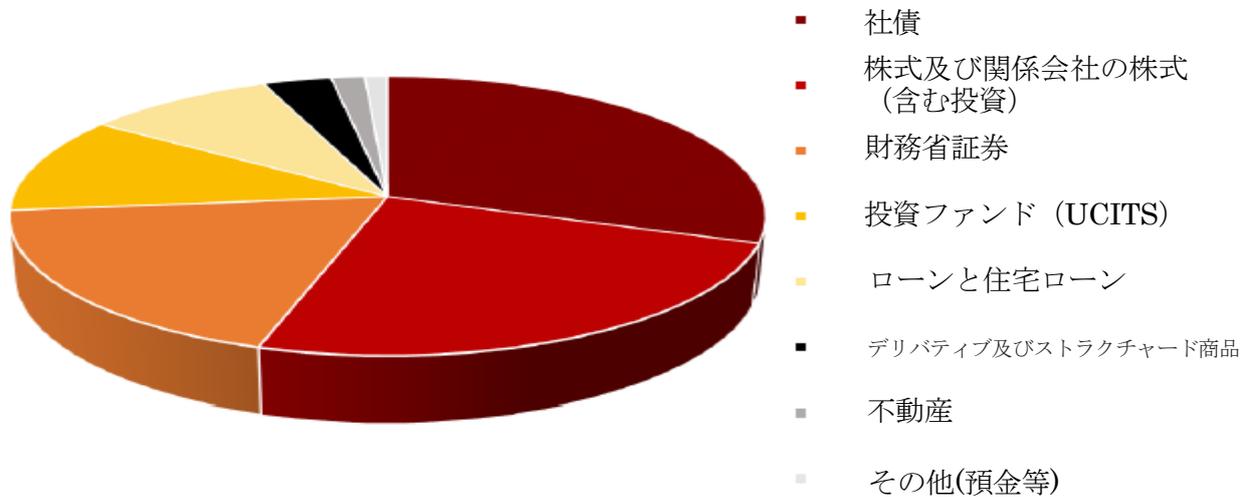
これによれば、国債・社債等の債券が5割、株式が約4分の1を占めている。

### 投資の内訳

2016年1月1日において、生命保険会社の投資は、市場価値で約9,900億ユーロの規模だった。図4は、大部分は債券に関連して、特に、財務省証券(19%)や社債、債務証券及びファンドブリーフ債(30%)であることを示している。株式及び関係会社の株式(含む投資)は、投資の約4分の1

(25%)、直接保有する株式の割合は低い(1%)。大きなシェアを占めているのは、譲渡可能証券への集団投資事業(UCITS<sup>8</sup>)、即ち UCITS 指令の下での投資ファンド(11%)とローンや住宅ローン(9%)である。

図 4：生命保険会社の投資の内訳 (Day 1 Reporting)



## 8 | 総合評価

BaFin の保険年金ファンド監督のチーフ・エグゼクティブ・ディレクターである Frank Grund 氏は「現在の低金利がドイツの生命保険会社を大きく苦しめてきた。法定の経過措置は、現在ここに期待通りの緩和効果をもたらしている。しかしながら、将来に向けて、いくつかの会社は、継続的な低金利と経過措置の段階的な減少の中で、持続可能なソルベンシー要件充足のために多大な努力をしている。BaFin が、強化した監督でこれらの努力に随行している。」と結論付けている。

### 4—まとめ

以上、今回のレポートでは、新たなソルベンシー II 制度の下でのドイツの生命保険会社のソルベンシーの状況に関して、BaFin が公表した内容について、報告した。

巷間言われているように、ドイツの生命保険会社は、新たなソルベンシー II 制度の適用に当たって、多くの会社がボラティリティ調整や技術的準備金のための経過措置を使用していることが明らかにされている。さらに、昨今のような金利がより一層低下した市場環境下では、特に技術的準備金のための 16 年間にわたる経過措置等を適用しない場合には、十分なソルベンシー比率をカバーできない会社が多数発生してくる等、かなり厳しい状況になっていることが示されている。

BaFin としてもこうした状況を十分に認識した上で、会社に対して、16 年間の経過期間中に必要な対策を講じていくための「行動計画」を提出させ、BaFin が定期的にそのフォローを行っていくことを述べている。

<sup>8</sup> UCITS とは、「Undertaking for a Collective Investment in Transferable Securities」の略で、EU の法律に従って設立・運用されている投資ファンドのことを指し、具体的には EU の「UCITS に関する欧州委員会指令」を満たしているファンドを指している。ドイツ語では、「Organismen für gemeinsame Anlagen in Wertpapieren (OGAW)」と表現されている。

次回のレポートでは、こうしたドイツの生命保険会社の監督規制に関する IMF による FSAP の結果について、その概要を報告する。

以上